

“自己の限界にチャレンジ” 第9回武田の里ウォーク参加者募集！



毎年恒例になりました「武田の里ウォーク」を今年も開催します。“春爛漫”の新府桃源郷を目指し、諏訪から韮崎まで50kmを踏破するウルトラウォークに挑戦しましょう！！
今年も“武田の里韮崎”を再発見「エンジョイウォーク」を同時開催します。ご家族、お友達同士でぜひご参加ください。

コースと出発（最終通過）時間

■ウルトラウォーキング

スタート ●諏訪高島城	出発 22:00
↓	
●茅野	再出発 0:00
↓	
●富士見	最終 3:30
↓	
●鳶木（道の駅）	再出発 3:30 最終 7:00
↓	
●白州（道の駅）	最終 9:00
↓	
●武川	最終 11:00
↓	
●新府桃源郷（新府共選場）	最終 14:00

■エンジョイウォーキング

スタート ●韮崎中央公園陸上競技場	出発 9:00
↓	
●願成寺	
↓	
●武田八幡宮（わに塚の桜経由）	
↓	
●常光寺	
↓	
●新府桃源郷（新府共選場）	最終 14:00



武田ロマン街道ウルトラウォーキング（約50km）

コース	諏訪高島城（長野県諏訪市）～新府桃源郷（新府共選場）
開催日	4月11日（土）～12日（日）※雨天決行
受付	20:00～（諏訪市武道館）
出発	22:00 諏訪高島城を出発
制限時間	12日（日）14:00まで
募集定員	先着500名
参加資格	高校生以上で、健康に問題のない方
参加料	1人3,000円（スポーツ傷害保険料を含む）
バス利用料	1人1,000円

武田ロマン街道エンジョイウォーキング（約15km）

コース	韮崎中央公園陸上競技場～新府桃源郷（新府共選場）
開催日	4月12日（日）※雨天決行
受付	7:30～韮崎中央公園陸上競技場
出発	9:00 韮崎中央公園陸上競技場を出発
制限時間	12日（日）14:00まで
募集定員	何人でもOK
参加資格	誰でも可（ただし、小学生以下は保護者が同行すること）
参加料	1人1,000円（スポーツ傷害保険料を含む）

■お申し込み期間

2月6日（金）～3月19日（木）9:00～17:00
（土・日曜日、祝日は除く）

※ウルトラウォーキングは定員になり次第締め切ります。

■お申し込み方法

◇郵便振替 市役所窓口、市営体育館に備え付けの用紙に必要事項を記入のうえ、参加料を振り込んでください。

◇直接申込 武田の里ウォーク実行委員会事務局（市営体育館）に参加料を持参し直接申し込むこともできます。

◇インターネット <<http://www.sportsentry.ne.jp>> から、お申し込みができます。（携帯電話も可）

※お申し込み後の取消しや不参加の場合、参加料の返金はできません。

※ウルトラウォーキング参加者ご希望の方には、韮崎市から出発地までの貸切バスを用意します。（利用料は1人1,000円）

■お問い合わせ

武田の里ウォーク実行委員会事務局（市営体育館内）

☎22-8062 ☎FAX22-0498

住民税の特別徴収制度

(年金からの天引き) が始まりま

住民税が公的年金から天引きされる特別徴収制度が導入されます。

地方税法等の改正により、

個人住民税が公的年金から天引きされる特別徴収制度が平成21年10月の支給分から実施されます。

○特別徴収の対象者

前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、平成21年4月1日時点で老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象です。

ただし、老齢基礎年金等の給付の年額が18万円未満の方、その年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付の年額を超える方などは除きます。

○特別徴収の対象となる税額

公的年金等に係る所得に対する個人住民税の所得割額及び均等割額

○特別徴収の対象となる年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など

○特別徴収が実施される時期

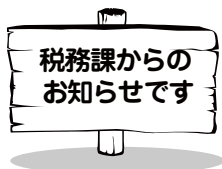
平成21年10月以後支払われる老齢等年金給付から実施されます。

詳しくはお問い合わせ、または市ホームページをご覧ください。

URL <http://www.city.nirasaki.lg.jp>

■お問い合わせ

税務課市民税担当
(内線 1533~155)



個人住民税の寄附金控除が変わりました

寄附金控除が、所得控除から税額控除に変更になりました。

《別表1》

	改正前 (平成20年度以前)	改正後 (平成21年度から)
寄附金の対象範囲	都道府県・市区町村	都道府県・市区町村
控除対象限度額	総所得金額の2.5%	総所得金額の3.0%
適用下限額	10万円	5千円
控除率	適用対象寄附金×税率 (1.0%)の軽減効果	地方公共団体に対する寄附のうち5千円を超える金額について、一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除 【税額控除額の計算方法】 次の①と②の合計額を、所得割額から税額控除 ①基本控除 (寄附金 - 5千円) × 1.0% ②特例控除 (住民税所得割の額の1割を限度) (寄附金 - 5千円) × (9.0% - 0 ~ 4.0% (所得税の税率))
控除方式	所得控除方式	税額控除方式

※所得税については平成20年分から、住民税については平成21年度分から適用されます。

◆都道府県・市区町村に対する寄附金税制『ふるさと納税』制度の寄附金控除

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。《別表1》参照

◆都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附金控除

都道府県・市区町村以外〈住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部〉への寄附金についての寄附金税制も拡充されました。《別表2》参照

《別表2》

	改正前 (平成20年度以前)	改正後 (平成21年度から)
寄附金の対象範囲	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金
控除対象限度額	総所得金額の2.5%	総所得金額の3.0%
適用下限額	10万円	5千円
控除率	適用対象寄附金×税率 (1.0%)の軽減効果	市県民税の所得割の合計額から税額控除 (寄附金 - 5千円) × 1.0% (県4%、市6%)
控除方式	所得控除方式	税額控除方式



■お問い合わせ
税務課市民税担当
(内線 153 ~ 155)

国民健康保険からのお知らせ

65歳以上で一定の障害の状態にある国保被保険者の方

次の条件のいずれかにあてはまる方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

- ① 身体障害者手帳の個別の障害が3級以上（一部4級も含む）の方
- ② 精神障害者手帳1～2級
- ③ 療育手帳 A
- ④ 障害年金1～2級

後期高齢者医療制度の保険料率は、市の国保より低いので、多くの方は負担が軽減されます。詳しい内容、申請方法などは市

「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方へ

国保被保険者で、高齢受給者証をお使いいただいている70歳～74歳の方は、4月1日より窓口負担割合が2割となる予定でしたが、制度の見直しにより、引き続き1割負担となります。内容を変更した受給者証は3月下旬までに発送しますので、そちらをお使いください。

民課国保医療担当までお問い合わせください。



国保加入者の皆様へ
口座振替キャンペーン
のお知らせ

2月末日までに市役所収納課窓口で、金融機関（※）のキャッシュカードで国保税の口座振替を申し込んでいただいた方、先着100名様に、エコバック（折りたためる2wayトートバッグ）を差し上げます。

※山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫・ゆうちょ銀行（右記以外の金融機関は、キャッシュカードだけで振込み手続きができません。ため、キャンペーン対象外とさせていただきます。）

■お問い合わせ
市民課国保医療担当
(内線1275129)
※口座振替手続きについて
収納課徴収担当
(内線1635166)

選挙人名簿閲覧状況の公表

閲覧年月日	閲覧申出者の名称	代表者又は管理者の氏名及び主たる事務所の所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成20年1月7日	正武会	五味 篤 韮崎市本町1-6-3	政治活動名簿の確認	全投票区
平成20年4月15日	(株)報道新聞社	編集局長 吉田健司 中野区鷺宮3-1-1 協英ビル2F	政治・選挙に関する世論調査	全投票区（48件）
平成20年6月5日	(株)テレビ朝日	代表取締役社長 和田正夫 港区六本木6-9-1	政治・選挙に関する世論調査	第2、第5、第8、第9、第13、第19投票区（195件）
平成20年9月9日	(社)共同通信社	社長 石川聡 港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第9投票区（12件）

平成20年1月1日から平成20年1月31日までの期間における韮崎市の選挙人名簿閲覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表します。

■お問い合わせ
市選挙管理委員会（内線333）

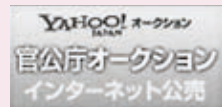
今月の納税

税目	納期限
固定資産税 第4期	3月2日（月）
国民健康保険税 第8期	
介護保険料 第6期	
後期高齢者医療保険料 第8期	

※口座からの引き落としは
2月27日（金）です。
残高不足にご注意ください。

■お問い合わせ
収納課（内線165・166）

〈インターネット公売日程〉



- ・参加申込期間
2月13日（金）13時～
2月26日（木）17時まで
- ・公売下見会
日時 2月19日（木）、20日（金）
10時から15時（12時から13時を除く）
場所 韮崎市役所別館301会議室
- ・せり売り期間
3月3日（火）13時～
3月5日（木）13時まで

※詳細につきましては、Yahoo!JAPANが提供する官公庁インターネットオークションのページをご覧ください。